

★ 重要なお知らせ ★

CPEの義務と義務不履行者に対する措置について

CPEの義務について

毎事業年度(4月～翌3月)に「必要な単位数」以上の履修と申告が必要です。
義務履行の判定は毎事業年度行います。

※CPEの事業年度開始日(4月1日)において会員である方はCPEの義務が課されます。

「必要な単位数」とは、次のいずれをも満たす単位数をいいます。(CPE規則第6条第1項)

- ① 当該事業年度を含む直前3事業年度合計120単位
- ② 当該事業年度に最低20単位
- ③ 当該事業年度の必須単位数[※]

※全会員(免除の承認を受けた会員を除く)「職業倫理」2単位及び「税務」2単位
法定監査業務に従事する会員 上記に加えて、「監査の品質及び不正リスク対応」6単位
(うち2単位以上は不正事例研究に該当する研修とする)

義務対象1年度目・2年度目の会員

- CPEの義務の対象となって1年度目及び2年度目の会員の必要な単位数は、次のとおりです。
(CPE規則第6条第2項)

- 義務対象1年度目の会員：必須単位数を含む40単位
- 義務対象2年度目の会員：1事業年度目及び2事業年度目を合計して80単位
(ただし、判定の対象となる事業年度に必須単位数を含む20単位以上を履修し、申告すること)

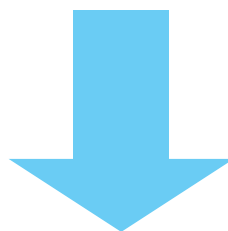
- 公認会計士法第28条に規定する研修に関する内閣府令第3条第3項の規定により必要単位数が25単位以上軽減された場合、40単位から軽減された単位数を減じた単位数が上記②の当該事業年度に最低限履修し申告すべき単位数となります。(20単位以下の軽減単位数の場合、上記②の当該事業年度に最低限履修し申告すべき単位数は20単位です)

集合研修

協会主催
会員事務所主催
他団体主催
集合研修CD-ROM
協会eラーニングなど



「必要な単位数」以上



毎事業年度
履修・申告

自己学習

CPE指定記事
専門書の読書など



著書等執筆
研修会講師

当該事業年度を含む直前3事業年度合計120単位の考え方

【例】

※義務履行の判定は毎事業年度行います。

